

ID: 275

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可等) 第6条 一般墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、本市に住所を有する個人であつて、祭祀を主宰するものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 3 前項に規定するほか、本市又は本市外に住所を有する法人等に対しても市長が必要と認めるときは、使用を許可することができる。 4 市の事業により市内既設墓地の移転をしたものについては、この条例による許可を受けたものとみなす。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日